

告 示

埼玉県告示第五百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年四月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

入間野田モール

埼玉県入間市大字野田字山王塚八百八十九番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社キャンドウ 代表取締役 城戸一弥

東京都新宿区北新宿二丁目二十一番一号

新宿フロントタワー三十三階

株式会社不二家 代表取締役 櫻井康文

東京都文京区大塚二丁目十五番地六

株式会社しまむら 代表取締役 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番地四

ハ 変更年月日

平成十六年九月二十九日外

二 届出年月日

平成二十六年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年四月八日から平成二十六年八月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課